

高齢者医療制度に関する
お知らせ

新型コロナウイルス
感染症の流行に伴う
保険料の減免
について

令和2年度保険料が7.75割軽減となっていた方の
医療保険料の見直し
についてのお知らせもあります。
詳しくは最終頁をご覧ください



愛知県後期高齢者医療 コールセンター

TEL.0570-011558

(期間7月12日～8月31日 時間8:45～17:15 ※土日祝日も開設)

愛知県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度についての 大切なお知らせです

新型コロナウイルス感染症の流行
に伴い、次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

[保険料の減免の対象となる方]

- ① 新型コロナウイルス感染症により、
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を
負った世帯の方 → **保険料を全額免除**

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、
右ページの(1)~(3)の全てに該当する方
→ **保険料の一部を減額**

ご自身が減免の対象になるかについては、
お住まいの市区町村にお問合せください。

- ・対象となる保険料は、令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。)が到来する保険料です。ただし、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する保険料についても対象となります。
- ・申請した内容が事実と異なることが判明した場合は、減免額の変更または減免の取り消しを行う事があります。

詳しくは右面をご覧ください。

[保険料が一部減額される具体的な要件]

世帯の主たる生計維持者について

(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た

本年の収入のいざれかが、令和2年に比べて

10分の3以上減少する見込みであること

(2)令和2年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3)令和3年に減少が見込まれる収入にかかる所得以外の

令和2年の所得の合計額が400万円以下であること



所得とは？

収入の額から必要経費、
給与所得控除、
公的年金等控除等を
差し引いた額のことを
いいます。

保険料の減免額は、減免対象の保険料額(A×B/C)に、

令和2年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象の保険料額(A×B/C)

A：減免の対象となる方の令和3年度保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の収入のうち、
令和3年に減少が見込まれる収入にかかる
令和2年の所得の合計額

C：世帯の令和2年の所得の合計額^(※1)

(※1)世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の所得の合計額

所得の合計額に応じた減免割合(D)

主たる生計維持者の令和2年における所得の合計額が
300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、
主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額にかかわらず、
減免対象の保険料額の全部(10分の10)を免除。

減免額の計算例

[75歳以上の夫婦2人世帯で、夫(世帯の主たる生計維持者)の給与収入が10分の3以上減少する見込みの場合]

[令和2年の所得]

夫 紙与所得 90万円(紙与収入155万円に相当)

※所得金額調整控除控除後

年金所得 80万円(年金収入190万円に相当)

⇒令和3年度保険料額(A) 171,100円

妻 紙与所得 なし

年金所得 10万円(年金収入120万円に相当)

⇒令和3年度保険料額(A) 48,700円

世帯の所得の合計額(C) = 180万円

主たる生計維持者の減少が見込まれる
収入にかかる所得の合計額(B) = 90万円

主たる生計維持者の
所得の合計額 = 170万円 → 全部(10分の10)

※減免対象の保険料額(A×B/C)に対する減免割合

[保険料の減免額]

(A) (B) (C) (D)

夫の保険料について

171,100円 × (90万円 / 180万円) × 10分の10 =

妻の保険料について

48,700円 × (90万円 / 180万円) × 10分の10 =

保険料の減免額

85,600円

24,400円

減免後保険料額

夫 85,500円

妻 24,300円

保険料の特例的な軽減を見直します

保険料均等割軽減の対象の方の月額保険料について

- ◆ 保険料の均等割については、これまで法令に基づく軽減（本則）に特例的に上乗せして軽減を行ってきました。
- ◆ 下表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、**令和3年度が見直しの最終年度となります。**
- ◆ **令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。**



対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者) 全員の保険料軽減判定所得の合計額	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1) 以下の世帯 ※令和2年度以前は、33万円以下の世帯	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割 月平均額が 910円→1,220円
[平成30年度における9割軽減の区分] 上記世帯のうち、世帯の被保険者全員が 年金収入80万円以下(その他の所得なし)		9割	8割		7割

※ 保険料を年金からの引き落として納めている方については、年度の前半(4・6・8月)は前年度の2月の引き落とし額と同額となり、後半(10・12・2月)で年間の保険料を調整します。軽減割合の見直しにより、月の平均保険料額は上がりますが、10月からの引き落とし額は下がる場合があります。

(注)口座振替により納付される方については、お住まいの市区町村ごとに納付の回数等が異なります。

見直しに関するお問合せはこちらまで

●愛知県後期高齢者医療 コールセンター

TEL.0570-011558 (期間7月12日~8月31日 時間8:45~17:15 ※土日祝日も開設)

●愛知県後期高齢者医療広域連合 または お住まいの市区町村の担当窓口

